第20回青森県男女共同参画審議会議事録

日時:平成23年2月8日(金)

午後1時30分~3時30分

場所:ラ・プラス青い森 4階ル・シェル

[出席委員] 佐藤(恵)委員、内海委員、日景委員、佐藤(淳)委員、本間委員、北村委員、山谷 委員、益城委員、木村委員

[欠席委員] 逢坂委員、松本委員、冨山委員、石田委員、斉藤委員、東出委員

司会: ただ今から「第20回青森県男女共同参画審議会」を開会いたします。

開会にあたりまして、環境生活部 八戸次長から御挨拶申し上げます。

八戸次長: 本日は、委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から、男女共同参画行政の推進に、格別な御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。改めまして、本年もどうぞ宜しくお願い致します。

さて、男女共同参画社会基本法が平成 11 年に策定されて、早 10 年が経過しております。この間、さまざまな分野で女性の活躍が進んでいる訳ですが、また一方でこの男女共同参画というものが、全ての人の課題であるということにつきましては、なかなかまだ認識が広がっていないという指摘もあるところでございます。

国におきましては、昨年末、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。この10年間の経 済社会の変化、あるいは、いろいろな反省点を踏まえて、実効あるアクション・プランとして策 定したとされております。いくつか特徴的な点を申し上げますと、1 つ目がなんと言いましても、 女性の社会進出。これはこの10年間、だいぶ進んできておりますが、やはり、この女性の活躍と いうのが日本にとっての景気回復に繋がるんだということでございます。経済社会にさまざま女 性が参画していくことによって、経済も活性化していくという視点が強調されているところです。 この点につきましては、先般、県の男女共同参画推進協議会の会長でございます北村委員に御主 催いただきまして、フォーラムが開催されました。「青森でもっと経営に参画する女性を増やそう」 というテーマで、誠に意義のあるイベントであり、とても感謝しているところでございます。そ れから、2つ目の視点といたしましては、女性のみならず、子どもにとっての男女共同参画、そ して、男性にとっての男女共同参画という点が強調されております。男性については、家事、育 児等にもっと参加できるようなといった積極的な働きかけが必要じゃないかということが言われ ておりますし、また、子どもにとっての男女共同参画という視点では、やはり、子どもの頃から 男女共同参画の理解促進という活動をもっとすべきではないか、そういった点が、強調されてい るところでございます。子どもにとってはやはり親がいい手本でございますから、親自らが男女 共同参画を推進していくべきであろうと思います。それから、地域における男女共同参画、その 取組をもっと強化していくべきではないかと言われております。人々に最も身近な暮らしの場である地域で、もっと具体的なさまざまな取組をしていくべきじゃないかと。この点につきましては、末端行政である市町村の取組が非常に重要であると考えておりまして、やはり市町村における基本計画をまず策定していただく必要があると思います。私も今年度、何度か市町村基本計画策定依頼にお邪魔した訳でございますが、やはり市町村長の認識次第というところがございまして、「うちのところは、もういろいろ取組してるから、計画は必要ないや」とか、「計画を作っても、何も事業がなきゃ意味ないんじゃないか」というような意見もありましたけれども、だからといって、それが、計画を策定しなくてもよいという理由にはならないんじゃないかと考えております。県としても、引き続き市町村をあちこち回って、基本計画の策定依頼をもっとやっていきたいと思っております。

国の基本計画の特徴的な点を申し上げましたが、一方、県のプランでございます「新あおもり 男女共同参画プラン 2 1」については、来年度が最終年度ですので、新しいプランの策定作業が 来年度から始まります。そういうことで、本日は今後の県のプラン策定の進め方、それから国の 基本計画の内容、それから来年度の男女共同参画の新規事業について、御報告申し上げます。委 員の皆様から忌憚のない御意見、御提言をいただきたいと思っております。今年度も引き続き御 指導御鞭撻を、宜しくお願いしまして、御挨拶といたします。

司会: では、会議内容の公開について、お願い申し上げます。本日の審議会における御発言は、 県の行政改革大網の提言に基づき、後日、県のホームページに公開することとしておりますので 予め御了解願います。

ここで、会議の成立につきまして、御報告いたします。会議は「青森県附属機関に関する条例 第6条の3」に基づき、半数以上の出席を必要としております。本日は、逢坂委員、石田委員、 齊藤委員、東出委員、松本委員、冨山委員の6名の方が欠席されておりますが、過半数の出席が ございますので、会議は成立しております。

それでは、議事に入っていただきますが、「青森県附属機関に関する条例第6条の2」に基づき、「会長」が会議の議長となる事が規定されておりますので、このあとは、佐藤会長に、議事を進めていただきます。それでは、佐藤会長、よろしくお願いいたします。

佐藤会長: 皆様、こんにちは。座って御挨拶、お話をさせていただきます。委員の皆様には大変御無沙汰しておりました。今日は、今御案内がありましたように、6 人の委員の皆様が御欠席という事で、ちょっと残念なのですが、八戸次長様からもお話がありましたように、国の基本計画が改定され、それに基づいて青森県でも次年度以降改定作業に入るということです。また、新しい事業も予定されておりますので、今日は事務局の御説明を受けながら、出席された委員の方々の中から、是非、忌憚のない率直な御意見を伺う機会にしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入りたいと思いますが、まず初めに、「新あおもり男女共同参画プラン21」 の改定スケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。 小川GM: 事務局の小川でございます。私も座って説明させていただきます。皆様のお手元に配布しております資料1を御覧ください。「第3次青森県男女共同参画基本計画改定スケジュール(案)」となっております。先程からお話がある通り、現行の計画が来年度で終期を迎えるという事で、来年度中に第3次の計画を策定することになります。計画策定にあたりましては、審議会の委員の皆様から御意見をいただくように定められておりますので、皆様と共に次期計画を策定していきたいと考えております。月毎の表に基づいて御説明いたします。

その前に、審議会の他に、計画の細部を詰める作業といたしまして、審議会の委員の皆様の中から、会長の指名により4名程選任していただいて「基本計画検討専門部会」というものを作り、 そこと事務局とで計画案について策定していきたいと思っております。

それでは、スケジュール案を説明します。今年の5月中に、事務局で計画の素案を策定し、それを、審議会の委員の皆様に配布いたしまして、6月に第1回目の審議会を開催し、そこで、県から審議会に対する計画案の諮問をいたします。そして、その1回目の審議会の中で素案に対する御意見を皆様から頂きたいと考えております。そして、ここで、先程申しました「検討専門部会」の委員を選任し、翌7月に第1回目の「検討専門部会」を開催して、そこで中間報告書案を作成したいと考えております。そして、その中間報告書案について、9月にパブリックコメントということで県民の皆様からの御意見を頂き、10月には第2回目の検討専門部会を開催し、パブリックコメントを踏まえた答申案を作成いたします。この答申案をまた皆様に配布して、11月に第2回目の審議会を開催し、ここで答申案を審議していただき、県に対し答申という運びにしたいと考えております。ここからは、県の作業でありますが、参考までに申しますと、11月に答申いただきました案に基づいて、第3次基本計画改定案を県の方で作成いたします。そして、庁内関係各課と調整した後に、関係各課長をメンバーとする男女共同参画推進会議を開催し、その中で、計画案の意思統一を図って参ります。翌1月に知事をトップといたします男女共同参画推進本部を開催し、ここで計画を決定いたします。そして、ここで公表する予定です。2月、3月については、広報活動という事で考えております。

因みに計画とは直接関係ございませんが、審議会については2月に3回目を予定してございます。来年度、審議会は改選期にあたりますので、2月にもう1度3回目の審議会を開催し、ここで、委員の改選を行います。ということで、審議会としては3回、計画に関しては2回開催したいと考えております。以上です。

佐藤会長: はい。今、資料を基に御説明いただきましたが、委員の皆様から、質問あるいは、 確認事項でも結構ですので・・。

スケジュールということですので、日程ですが、一応、このプロセスについては、こちらの方で意見が出れば変更の可能性もあるということですか? では、それも含めてですが、いかがでしょうか?

じゃあ、ちょっと私の方から確認させて頂いてもよろしいでしょうか?

確認という事なんですが、今、御説明いただいきましたように、3 部門があり、青少年・男女 共同参画課の事務局の方で、まず素案を作られて、それを審議会の方に提案していただいて、そ こで、検討専門部会を設置して、それで、素案を基にして中間報告書を作成するというプロセス のようなのですが、素案の段階というのは、今の現行のプランに国の基本計画、第3次基本計画 の中の要素を取り入れて作られるというようにお考えですか?

小川GM: まだ、検討段階に入っておりませんので、そこまでは、今言えませんが、国の計画は、今、定められた訳ですので、一つポイントと言いますか、新しくなった部分が、これから加えられるかどうかというのは、必ず論点になっていくと思います。ただ、それを加えるかどうかまでは、まだ決まっておりません。

佐藤会長: その場合に、その論点を加えるかどうかについての意見といいますか、審議会の意見としては、今、その意見を出しておけば、その素案作成のところに活かされるという事になるのでしょうか? 時期的に、今2月ですので、5月までに事務局で素案を作られるということなので、今日、出された意見っていうのはそこに反映されると考えてよろしいですか?

小川GM: 私どもが考えているのは、今日、国の計画も頭に入れていただいた上で、何か御意見があれば、その後にとは思っておりましたが、今から御意見があれば、それはそれで頂いて、検討の要素にしたいと思います。

佐藤会長: 分かりました。先程申しましたように日程という事なので、このような日程で行くという事ですね。これまでの私の記憶ですと、素案を事務局が作成して出すという形だったかなと思いました。最初の審議会の段階でどうするかということを決めてから、素案作成だったような気がしたものですから、ちょっと確認したまでです。ですから、今、事務局の小川さんから御説明がありましたように、このあと、「第3次基本計画」について簡単な概要を御説明いただきますので、それも踏まえた上で、では本県のプランの改定をどうするかということを、後程御意見として伺いたいと思っております。よろしいでしょうか?

では、このスケジュールについては、特に御質問ございませんでしょうか?

佐藤会長: では、次に進みたいと思います。今お話に出ました、国の第3次男女共同参画基本計画については、お手元に本文がありますが、今日は簡単な概要の方で御説明頂きたいと思います。よろしくお願いします。

小川GM: はい。それでは資料2と資料3ということで、基本計画の概要と本編がありますが本編の方は120頁くらいありますので、概要の方で説明させていただきます。

まず、根拠ですが、男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画という事になっております。平成 12 年 12 月に第 1 次計画が策定され、17 年 12 月に第 2 次計画、そして 21 年 3 月に男女共同参画会議に対して、内閣総理大臣が基本的な考えの諮問を行っております。それに対し 22 年 7 月に答申がなされ、そして、平成 22 年 12 月中に男女共同参画会議に対し、内閣総

理大臣が計画案の諮問を行い答申が行われ、12月27日に閣議決定され、効力が発生しております。この国の計画は、計画の中には期間が記入されておりませんが、確認しましたところ、今までと同様、5年間22年12月17日から平成28年3月末までという事になっております。ただ、次期計画も大体12月頃、策定されますので、ほぼ5年間くらいという事です。中のなんですが、2020年までを見通した長期的な政策の方向性というのを先ず打ち出し、その下に2015年までの5年間の具体的な施策を記述しているという様式で定められております。次に特徴ですが、4つ程あります。

1 つが、【経済社会情勢の変化等に対応して重点分野を5つ新設】したということです。

1 つ目が「男性、子どもにとっての男女共同参画」、2 つ目が「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、3 つ目が「高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境の整備」、4 つ目が「科学技術・学術分野における男女共同参画」、5 つ目が「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」という事になっております。

2 つ目が、【実効性のあるアクション・プランとするために、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定】しました。現行とありますが、今となっては、これは前計画になりますが、第 2 次基本計画が 42 項目であったものに対し、今回の計画が 2 倍近い 82 項目、複数の分野に渡るものもありますので、延べ 109 項目の成果目標を設定したということです。

3 つ目が、【2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進】するとあります。これについては、ちょっと説明させていただきますが、平成15年に内閣総理大臣をトップとします男女共同参画推進本部で、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくても30%程度になるように期待するということが決められたため、政府は民間に先行して積極的に女性の登用に取り組むことを規定しました。女性の国家公務員の採用や登用、国の審議会等の女性委員の登用、これをメインにしておりました。しかし、2020年までにあと10年ということで、政府だけではなく、政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的でなかった分野についても、国は積極的に働きかけるということを規定しております。ちょっと前後して、上になるんですが、中間目標の設定、2020年までは10年ですので、この5年計画の中間目標というものを定めたり、多様なポジティブ・アクションを推進していくということが内容になっております。

4 つ目が、【女性の活躍による経済社会の活性化や、「M字カーブ問題」の解消も強調】とあります。少子高齢化だとか労働力人口が減少していく中で、日本の経済を回復させるためには、やはり、女性の労働力が不可欠であるということで、女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施ということも強く掲げております。この4つが特徴となっております。

裏の方を御覧になっていただきたいと思います。ここに、主な施策ということで、重点分野と推進体制の事が書かれております。まず、重点分野なんですが、先程 5 つの分野が新設されましたが、それは黄色で書かれている、第 3 分野、第 7 分野、第 8 分野、第 12 分野、第 14 分野であります。前計画が 12 分野あったものを 5 分野増やしますと 17 分野になるんですが、全部で 15 分野になっております。これは、この中の、第 3 分野【男性、子どもにとっての男女共同参画】と第 7 分野【貧困など生活上の困難に直面する男女への支援】につきましては、純粋に分野とし

て増えたものです。次の第8分野につきましては、前計画では【高齢者が安心して暮らせる条件の整備】という項目でございました。それに、障害者、外国人というのが加えられて新しいという事になったものです。残る12分野と14分野につきましては、前計画では、【新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進】という1つの分野の中に、「科学・学術」、「地域、防災・環境」というのが内容として入っておりました。それを、「科学技術・学術分野」と「地域、防災・環境」ということに分化させております。これらが、加えられまして、15ということになっております。ということで、1つずつ見ていきたいと思います。

第 1 分野【政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】については、先程の特徴のところで述べました通り、政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020 年度 30%」に向けた取組をするということです。具体的には、クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討をするという事が内容になっております。

次に第2分野ですが、【男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革】ですが、これについては、前計画とあまり変わりはございません。内容としては、税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討。税制につきましては、配偶者控除の縮小とか廃止、社会保障制度については、年金の第3号被保険者制度をどうするか、家族に関する法制については、婚姻の最低年齢の統一であるとか、選択的な夫婦別姓を採用するかどうか等についての検討です。あともう1つは調査・統計における、男女別情報の充実というものが内容になっております。

次に、新設になりました第3分野、【男性、子どもにとっての男女共同参画】です。内容としては、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進です。この、男性にとっての意義と申しますのは、男女共同参画を進めるということは、男性にとっても暮らし易いという事を理解していただく、そういう促進を図っていきたいという事です。あと、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進という事も内容となっております。

次に、第4分野ですが【雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保】です。その1つ目はM字カーブ問題の解消に向けた取組の推進、2つ目は同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進。これは、特に女性の方に多い非正規雇用の環境整備という事が内容になっております。3つ目が女性の活躍による経済社会の活性化。これにつきましては、再就職支援や、起業の勧めという事が内容となっております。

次に第5分野、【男女の仕事と生活の調和】です。これは、長時間労働の抑制、多様な働き方の 普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備という事で、前計画とほぼ同じ様な内容と なっております。

次に第6分野、【活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進】という事で、内容としては、女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進。2つ目は加工、販売等の起業など6次産業化の取組への支援という事で、この分野についても、前回とほぼ同じような内容です。

次に第7分野【貧困など生活上の困難に直面する男女への支援】、この対象はひとり親世帯や非正規雇用者等が主な対象だと考えております。1つ目はこれらの人達へのセーフティネット機能の強化。そして、2つ目が世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援という事が内容となっております。

第8分野は、【高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備】となっております。 これは、高齢者の各種支援の他に、障害者、外国人等である事に加え、女性であることで複合的 に困難な状況に置かれている人々への支援というのが内容となっております。具体的にはそうい う方たちの相談体制の充実や関係機関の連携などが内容となっております。

第9分野は【女性に対するあらゆる暴力の根絶】です。内容としましては、配偶者等からの暴力の防止、及び被害者の保護等の推進。性犯罪への対策の推進という事が内容となっております。 内容も前回と変わっておりませんが、ただやはり、女性に対する暴力という事は重大な人権侵害であるという事で、この計画の中では改めて強調するものの1つと位置付けられております。

次に第 10 分野です。【生涯を通じた女性の健康支援】の内容としましては、女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開。性差に応じた健康支援という事で前回の計画とほぼ同じような内容となっておりますが、この中に、本当に小さな部分ではありますが、男性の健康づくりの支援という部分があります。男性の肥満や、喫煙、飲酒、働き過ぎなどにより健康を害することに対する支援も必要であろうという事で、部分としては、大変小さなものではありますが、載っております。

次に第 11 分野ですが、【男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実】です。内容としましては、男女平等を推進する教育・学習の充実と、多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実という事で、前計画とほぼ同じような内容となっております。

次に第 12 分野でありますが、【科学技術・学術分野における男女共同参画】です。これは、我が国が国際競争を維持、強化するためには、女性の研究者の能力発揮が不可欠であるという事で、女性研究者の働きやすい環境整備に向けた取組の支援ですとか、女性研究者の採用、登用の促進という事が内容となっております。

次の第 13 分野ですが、【メディアにおける男女共同参画の推進】です。女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援という事で、内容的には前回とほぼ同じですが、今、メディアの中でもインターネットの普及というものが大変進んでおりまして、そういう発信する主体が多様化しているという事と、その情報量が膨大であるという事で、この計画を作る段階で、法規制の問題だとか、監視体制の問題であるとかが議論になったと聞いております。

次に第 14 分野【地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進】です。今、人間関係が大変希薄化していることから、男女共同参画を進める上でも、地域における男女共同参画の基盤づくりの推進というのが必要であり、また、防災においても女性の視点を入れた男女共同参画の推進というものが必要である。そして、環境問題についてもやはり、男女共同参画の視点に立って取り組んでいかなければならないというような内容です。

最後の第 15 分野【国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献】です。これは、前回の計画では地球社会の「平等・開発・平和」への貢献というものでありましたが、これに、国際規範の尊重というのが加えられました。御存知のように日本は、国連の女子差別撤廃条約を締結しており、その女子差別撤廃委員会から、日本は非常に、女子の差別があるという事で、最終的な勧告を受けております。内容としましては、「婚姻適齢を男女とも 18 歳に設定する事」、「女性のみに課せられている 6 ヶ月の再婚禁止期間を廃止する事」、「選択的夫婦別姓制度を採用する

事」、「嫡出でない子、母親に対する民法及び戸籍法の差別規定を撤廃する事」等を主な内容としているものですが、まだ、それが国内的には守られていないようです。そういう事で、条約等の積極的遵守、国内施策における実施、監視体制の強化、国内への周知という事が内容となっております。また、ジェンダー主流化によるODAの効果的実施。国際協力をするにしても、男女共同参画の視点を持って国際協力をするように、という事が内容となっております。

そして、下の推進体制のところで、【国内本部機構の強化】というのがあります。これは、男女 共同参画担当大臣をはじめとした、各機構の企画立案、調整機能能力を強化するということの内 容となっております。そして、もう1つが【第3次男女共同参画基本計画や女子差別撤廃委員会 の最終見解等の実施状況について男女共同参画会議の監視機能等を強化】するという内容となっ ております。大変、雑ぱくな説明ですが以上です。

佐藤会長: いえいえ。私にとっては大変分かりやすい御説明だったと思いますが、委員の皆様には、お手元の基本計画は事前配布ではなくて、今日配布ですよね? ですから、すぐにその中の具体的な項目についての御質問というのは難しいかもしれませんが、あとに繋がる事ですので、是非御質問、御意見を・・。それから、ここの所はどういう事だろうという事を御質問いただければ、小川さんはこの間ずーっと勉強されているようですので、勉強って失礼かもしれませんが、御回答いただけると思いますので、是非・・。

佐藤会長: はい。どうぞ、山谷委員。

山谷委員: ただ今、この 1 枚ペーパーの往復で御説明を受けましたが、本来はこちらもちゃんと目を通してから、発言すべきなんでしょうけれども、ただ今の御説明の中で、どうしても私は、経営という視点から見てしまいまして、非正規雇用については、何か今聞くと悪なような感じに受け取ってしまったんですけど、それについては、どのようなお考えなんでしょうか?

小川GM: 非正規雇用自体は選択するという自由はありますので、悪だとは思いません。ただ、ひとり親家庭だとか時間の都合がつかないために、止むなく非正規雇用になったり、雇用期間が不安定な状態になる方がおりますので、そういう方は支援していかなければいけないという趣旨だと思っております。

佐藤会長: はい、どうぞ。

山谷委員: そうしますと、非正規の方については正規に持って行けという事ではないのですね?

小川GM: それについては、計画の中身は支援していくという事になっています。実は私ども も国の計画の具体的な中身についての説明は、まだ受けておりませんで、3月23日に東北ブロックの行政職員に対する説明会がございます。ですので、今、答えられるのは答えますが、私ども も、疑問をいっぱい持っておりますので、この機会に皆様から御質問をどんどん出していただければ、それについて聞いてきたものを皆様に御回答できると思います。

佐藤会長: そうですね。今の御質問のように、国の方でも、新聞等のニュースを見ていても、今の非正規雇用の扱いについては意見が分かれているようで、必ずしもそれがいけないとは断定できませんし、多様な労働の中の一つの選択ではあると思います。ただこの間、問題になっていますように、やはり、貧困の問題は雇用が安定しないことで、派遣切りのような形で住居も失う。それが、大きく社会問題化しましたので、その点からは、やっぱり非正規雇用が良いというふうには言えないと思うんですよね。ですから、その辺り、国の基本計画でどのようなとらえ方をしているかについては、ここでは、どうこう言えませんので、国の考え方を説明会にお出になった時に確認して頂ければ、ありがたいと思います。それでよろしいでしょうか? それとも、山谷委員、その事について、御意見があれば・・。

山谷委員: 多分この場で申し上げる話じゃないと思うんですけど、全国でも厚労省の調査でも、 正規が 65 非正規が 35。多分、青森の場合は、その比率が逆転している可能性があるんです。勿 論、それは有効求人倍率がかなり低いというのがあるんでしょうけど、それについては、多分こ この計画で謳う話じゃなくて、もっと、別の側面からの支援だと思うんですけど・・。

佐藤会長: そうですね。雇用政策ですね。

山谷委員: 正規雇用を支援するための政策というのも求められていくと思うんですが、今、逆に言えば、一旦、正規に雇用した場合、企業として、その方を今度は辞めていただく場合に、ものすごくハードルが高くなっていますので、むしろ、そういう視点からも言及していただかないと、これだけの部分で、非正規をなるべく正規にしろという議論だと、ちょっと違うような感じがしたものですから、きつい言い方をして申し訳ございません。

佐藤会長: ただ、初めに申しましたように、審議会のこの場は、自由な意見交換の場ですので、それぞれの委員のお立場から、この計画に関する御意見を言っていただくのは差し支えないと思います。どんどんお出しいただければと思います。ここで議論して結論を出すという場では今日はないと思いますので。今のような事で結構ですので、お出しいただくと、その事についての理解関心が深まるのではないかと思います。いかがでしょうか。北村委員どうぞ。

北村委員: まず、先月の末に八戸次長様はじめ、男女共同参画課の皆様の暖かい御声援を頂いて、「女性も経営に参画を」というテーマで、国の事業の採択という形でシンポジウムを終了致しましたこと、本当に皆様、御協力頂きましてありがとうございました。この基本計画の本県版をこれから策定する訳ですけれども、いろいろな県の基本計画の策定に、これまで関わって意見も申し上げてきた経緯もありますが、やはり、青森県ならではの、青森県らしい青森県の基本計画

という形が望まれるのではなかろうかと思います。例えば、骨組みの 1 番の大きなものをどこに持って行くかという事もあるんですけれども、今回、国の計画でも新しく盛り込まれた第 7 分野とか、それから第 6 分野。前後しますが、第 6 分野の活力ある農山漁村の実現に向けてというようなところは、本県は海そして山があり、農業県でもございますし、漁業県でもございますから、ここに関わる女性たちの活力なくしては、本県の活力は無いと言ってもいいような現状、そして、現場を支えているのは女性ということもございますので、その辺も、ちょっと骨太にというか太く盛り込んでいってはどうでしょうか。それで、たまたま今回のパネルディスカッションの時に、漁業の女性たちにたくさん御参加頂きましたが、全国の漁業の、農協で言えばJAでしょうか、漁連の全国の組織の中に女性の役員が一人も含まれていないのです。それで、たまたま今回、国の男女共同参画局長の岡島敦子様が、日帰りで青森にお出でくださったものですから、その岡島様に漁業の女性の方から「おかしい!」と、「私達も声を上げているんだが、国の方も是非お取組をお願いします。」と、そこで、直訴のような事になっちゃったんですが、岡島様から、「早速、水産庁長官に申し上げましたが、女性の方も全国大会などで要望を取りまとめて、要望を水産庁長官に持って行ったらどうでしょうか。」と、具体的な御提案をメールで頂いたところです。

今回、国の計画の【活力ある農山漁村の実現】48 頁を見ましても、成果目標のところで、農業委員とか、農業協同組合における女性が登用されていないとかありますが、漁連関係は事例にないんです。ポッタリ落としてる。しかし青森県はこれを落としてはならないのではないかとか、国が気がつかなくても、青森県にとってはなくてはならない。そういう成果を目指して、取り組んで行かなければいけないのではなかろうかなと思います。

それで、第7分野も、先程、小川さんもおっしゃってましたが、陰に隠れて分からないんですが、ひとり親世帯という問題はすごい大きな問題だと思います。ひとり親になっている男性や女性に問題があるのではなく、必ず、二人そろって子どもがいるわけですから、「じゃ、片割れはどこの県に行って何をしているんだ。」と言いたいんですけど、その辺のところも地方の大きな負担になっているやにお見受けいたしますので、これも大きく取り扱っていただきたいという感じです。

それと、地域防災のところでは、青森県は消防団も女性がかなり担って頑張っているんだというところをアピールする意味からも、そして若い女性たちにも加わっていただけるような、そんな姿を目指して、ここも強調して位置付けていかなければいけないのではなかろうかなと思いました。ちょっととっさの事ですから、すみません。あちこちになってしまいましたが、以上です。

佐藤会長: 申し訳ありません。国の方の計画ができたのが最近でしたので、お届けするのが遅くなりましたが、ただ今頂いた御意見は、国の大きな基本計画を基にするにしても、青森県の状況に即した点を強調点として、新しいプランに盛り込んではどうかということで、とても具体的な御意見だったと思います。他には、いかがでしょうか。是非、それぞれの皆様の御専門の分野から御指摘いただければと思います。

では、皆様の御意見がないようであれば、私の方から1つ。新分野という事で強調されている、 第3分野の【男性、子どもにとっての男女共同参画】という事に関してなのですが、これから、 御説明いただく新しい事業の中にも盛り込まれていますが、今私自身が取り組んでいる環境の中でも男性自身が、男女共同参画というのは必ずしも女性のためだけ、或いは男性敵視というものではなくて、男性にとっても必要なもの、メリットがあるものだという認識が少しずつなされてきているのではないかと感じています。特に青森県で言いますと、もう超高齢社会に突入していますよね? ですから、介護の問題にしましても、今のひとり親のこともそうですし、それから、未婚者、生涯未婚者も全国的に見て多いと思いますので、これから本当に男性自身が介護者に直面する可能性もありますし、それから、一人暮らしになった時に、健康的な生活を送るという点でも、単に女性のためだけではなくて、男性自身が生活的自立能力を身に付けるという形での男女共同参画がすごく必要になって、それが理解されるようになってきているのではないかと思いますので、私も今後、この点を強調して、是非事業にも盛り込む形で入れていただければと思っております。他に何か、御意見ございませんでしょうか? はい。どうぞ。

北村委員: では、皆さんがお考えになっている間に、スケジュール案のところに戻ってよろしいですかね?

佐藤会長: はい、どうぞ。

北村委員: パブリックコメントをなさるというお話でございましたけれども、これは事務方としてはどんな手法をお考えになっているのですか。

小川GM: パブリックコメントの手法につきましては、まず、県のホームページに載せます。 あと、担当課、県民局、情報センターという所に必ずそれを掲示するという事が定められておりますので、そういう形でひと月、30日以上という期間を設けて、パブリックコメントを実施したいと考えてます。

北村委員: そうすると、ペーパーを広く配布してとかでは、ないんですね? 予算も絡む事ですからね。

佐藤会長: でも、できるだけ多くの方々のところの目に触れるような方法は、是非、御努力いただきたいとは思いますが、今、北村委員から皆様方のシンキングタイムを提供して頂きましたので、何か御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

木村委員: 今の第7分野についてです。今、ひとり親などを対象にしたという事で、中をチラッと拝見させて頂いたんですけれども、昨年の事業仕分けによって、21世紀財団さんの方でもキャリアカウンセリングという事業が廃止になってしまった経緯もあって、キャリアカウンセリングの相談ができる箇所が少なくなったという事があります。具体的な施策54頁、55頁の所を見ると、やはり、ひとり親世帯になってしまってからの支援はあるのですが、ひとり親になるとい

う過程においては、今まで婚姻期間があって、離婚に伴ってひとり親になってしまうという事がある訳で、そうなると、どうしてもブランク期間が発生し、それを補いたいが故に、そこを踏み台に何かのステップがあればいいなという事を実際、相談者の方はおっしゃっているのが現状です。なので、今、山谷委員がおっしゃったように、非正規という働き方というのも多様な働き方の一つなのでそこをワンステップとした上で、正社員、正規雇用を目指すという考え方も、また一つですし、そこの中間地点の部分というものの確保も、やはり盛り込んでいただきたい要素ではあるかなとは思います。以上です。

佐藤会長: はい。どうもありがとう。ひとり親家庭の支援というところには、今、非常に具体的な御提案だったとは思いますが、さっきの就労に繋がる前の中間って言いますか、ステップ段階での支援もまぁ施策と言いますか、事業としてできれば盛り込んで欲しいという御提案でよるしかったでしょうか。木村委員から具体的な御意見いただきました。その他、もし今の時点でございませんでしたら、続いて、23 年度に予定しています、県の新規事業、継続の事業もございますが、それについての御説明をしていただいた上で、また、御意見を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。では、はい。佐藤委員どうぞ。

佐藤(淳)委員: 佐藤でございます。主な施策の中の第13分野の所に、私どもに関係するところ が大だと思いますけど、【メディアにおける男女参画の推進】という事がありまして、女性の人権 を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援という事で、この本文の中身の議論はこ れからだと思います、今、パラパラと見ると、やはり、いろんな表現についてのメディアの自主 規制とか、若干、メディア側からすると、議論が相当あるテーマになってくるんだと思います。 ですので、この辺りはどういった表現が良いのかという事は率直におっしゃっていただいて、我々 も冷静に受け止めていこうと思いますが、一方で、例えば、私どもが今考えている事は、表現と いう事もあります。例えば、青森県の場合でも、今、青森の経済を支えていくこれから重要な要 素と言いますか、女性の活動ってものすごく大きいと思っています。例えば、津軽鉄道のトレイ ンアテンダントとか、それから、青森駅の観光案内の人達とかが、寒い中でも、アイ・パッドを 持って頑張っていますよね。下北の方では大間で島さんの青空組とかですね。五所川原のこの間 御紹介したのは、地域カフェの現金収入が動くように考え始めた喫茶店の取組とかですね。私ど もとしましては、必ずこの規制の対象だけではなくて、むしろ、男女共同参画のために、どうい った活動があるのかという事を、やっぱり地域に御紹介していく役割も重要だと思っていますの で、この辺りは、幅広くそういった点も含めて議論していただければと思っております。以上で ございます。

佐藤会長: とても積極的な御意見だったと思います。まぁ、差別表現はしないという規制だけではなくて、むしろ、女性が地域で活躍している姿を積極的に知らせていくという、そのような形でのメディアの男女共同参画推進の上での役割もあると思います。是非、期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。では、他にはございませんでしょうか? では、また後

程、御意見を頂くという事で次に進ませていただきます。

では、3点目の今日の案件であります、「平成23年度 男女共同参画に関する主な新事業について」事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

小川 G M : はい。御説明する前に、ちょっとお断りです。御存知の通り、来年度の事業というのはまだ作業中でございまして、2 月の議会に諮って、それで決定されますので、概略という事で御説明させていただきます。

まず、資料の 4 - 1 であります。「みんなで支えるパパ育・ママ育応援事業」です。この説明の前に、これにつきましては、地域で孤立しているお母さんが大変多いという事で、今年度地域の子育て支援団体 N P O などが接点を持つよう「地域で取り組む子育て世代応援事業」というのを実施し、現在 5 地区 7 団体がその事業に取り組んでおります。それが 22 年度 1 年間の事業という事でしたので、この事業をもう 1 年続けてやりたいという事と、今年度の反省を踏まえて、来年度、少し形を変えて事業を展開したいと考えて作った事業でございます。左側の現状と課題になりますが、御存知の通り、環境の変化としましては、少子化、核家族化、夫婦共働きの増加や人と人との繋がりが希薄化しており、そして、子育てにおける父親不在と、母親が孤立化しているという事があります。

1 つ目の現状ですが、今の若いお父さん達は、自分は家事や育児をしているという意識をかな り持っていることが、私ども昨年度やった調査で分かっております。 しかし、妻が望むような家 事育児にまではなっていませんし、時間で比較しても、妻に比べ相当開きがあります。という事 で、当事者意識が薄いという事が分かっております。また、若いお母さん達は子育ての大変さを 理解されずに、社会から取り残された感じを抱きながら、孤独な中で子育てをしているという事 が分かっております。そして、2 つ目ですが、自分本位な子育てをしているということです。不 安を抱えながら誰とも相談できずにいるんですけれども、地域にある相談機関を利用していない。 そして、第三者から見ると「気になる」行動をしていると書いておりますが、これは、どういう 事かと申しますと、保育士の方とか、幼稚園の先生からのお話なんですが、子どもと夜遅くまで 飲食店で一緒にご飯を食べているとか、お酒を飲んでいたり、朝食を抜くとか、あと、しつけを 全部そういう第三者の方に任せてしまっているような親が多いそうです。そして、地域における 子育て支援団体と接点がないというようなお話もあります。3 つ目ですが、今年度行っている事 業が 5 地区 7 団体ということで、1 つだけは三戸町の団体が行っておりますが、残りは、全部市 部の団体がやっているために、郡部の方のお母さん方が、まだ、そういうものに参加できていな いので、都市部以外の地域における子育ての支援というのも必要であろうと。都市部での子育て 支援活動になかなか参加できずに子育てしている親たちを、取り込んで行かなくてはいけないだ ろうという事で考えています。これらの事から「父親の育児参加の促進と母親のストレスからの 解放」を図って、「自分本位の気づきから成長」していってもらいたい。そして、「地域の子育て 団体と接点」を持てるように繋げていきたいというのが我々の考えです。これらの考えに基づき まして、来年度考えている事業ですが、取組1として【イクメン・ワークショップ等の実施】で す。これは、父親の育児参加を促進させるため効果的な事業を実施、と簡単に書いておりますが、

これは地域の子育て支援団体が、さまざまノウハウとか、やってみたいというような事がありますので、地域の子育て支援団体に企画案を公募し、父親の育児参加を促進させるような事業を委託して、その方々にお願いしたいと考えています。例として、家事への意識啓発のための講座であるとか、家事育児を楽しむためのワークショップや、パパ同士の交流の場を設けて、不安や悩みを解消することなどを考えております。もう1つは、子育て支援の実践者や講座等を受講した父親を対象に、父親支援の専門家ファシリテーターを育成する講座の開催もあります。この事業が一過性の事業に終わらないように、こういう子育ての父親のワークショップを地域で頻繁に開いていただいて、その時の司会進行になったり、リーダーになっていく方を養成したい。そして、こういう人達のネットワークを作っていきたいと考えております。これにより、母親の孤立化を解消させ、男女がともに子育てに関わる社会をつくる。そして、子どもが安心できる社会をつくっていきたいと思っております。

次に取組2ですが【講演会・自己啓発セミナー等の開催】です。母親の孤立化の解消と親としての成長のためには、1つには「不安の解消と自分自身の気づき」、そして「自分の時間を持つ事で気持ちをリセット」する事ができる。そして「自己啓発によって自信を獲得する」という事が必要になります。そこで、考えた事業ですが、1つは先程申しました、郡部の方も取り込むという事で、若い世代のママ達に支持されている著名人による講演会を開催したいと考えております。その講演会に、市部をはじめ郡部の方も含めて参加していただき、外へ出るきっかけをつくって頂きたい。その講演会に地域の子育て団体のサークルの方々を呼び、分科会を開催し、そういうサークルの中にどんどん取り込んでいってもらいたいと思っております。それによって、自分自身を取り戻し、人生を楽しむ事で子育てを楽しみ、独りで抱え込まない、不安や悩みも解消し、子育ての自信に繋がっていって欲しいとも考えております。

そして、取組3ですが、これは、効果的に実施するために、15 団体に事業をお願いする事になりますので、その団体が一堂に会して協議会という形で集まって、さまざまな意見交換をして、手法や問題点について話し合い、自分なりにそれを活かしていただきたいと考えております。

それによる効果としては、「積極的な父親の子育て参加と WLB (ワーク・ライフ・ バランス)の推進」が進む。そして、「親としての自信獲得と孤立感から解放」される。そして「地域の子育て支援団体の働きかけによる、孤立した親へのサポート」が定着していく。そして、私達が目指す『親の成長』へと繋がっていきます。社会としては、「男女がともに育児に携わる社会」、そして「地域が子育て世代を支える社会」に変わっていってほしいと考えております。

次に1枚めくって頂きまして、資料4-2です。『男の介護ビギナー応援事業』について御説明いたします。まず、現状と課題についてですが、現状は「男性介護者の増加」というのがあります。昭和40年代には、家族の介護はほとんど女性がしておりましたが、平成16年には約3割の介護者が男性となっております。これは、全国区であります。また、当課が昨年、介護者に対するアンケートを実施しましたが、その調査の結果によると、本県では2割が男性でした。そして男性が妻や母などを介護する世帯が多いことが分かりました。現状の2としましては、「男性の家事・介護時間の不足」です。全体の数字になりますが、本県では、女性と男性では、家事・介護時間が8.6倍の開きがあるという調査結果になっております。これにより、男性はスキルも相当

少ないであろうと予想されます。そして、現状 3 として、「行き詰まる男性介護者」という事で、 男性は一人で抱え込んでしまい、周りの方、友人とか知人にあまり相談していないという事が分 かりました。また、平成 2 年から 21 年までの全国での高齢者介護をめぐる殺人・心中事件が約 400 件ありましたが、その加害者の 4 分の 3 が男性介護者であったという結果になっております。 これらから、課題としましては、「男性の介護への意識付け」、もっと介護に携わるべきだという 意識付け、そして、「男性の家事・介護のスキルアップ」が必要であろうと思われます。また、「男 性介護者のネットワーク」も必要ですし「精神的なケア」も必要になってくると考えております。 これらに基づき、今年度と来年度この事業を実施しております。

今年度は、先程言いましたアンケート調査を実施したほか、昨年の10月には男性介護者の講演 会という事で、小野寺さんという「認知症の人と家族の会」の岩手県支部代表の方で、認知症の 奥様を介護されている方の講演でしたが、ホテル青森で開催し、約230名の方がいらっしゃって、 介護に関するお話を聴いていただきました。その他、男性向けの介護の実技講座や料理講座を計 5 回開催いたしました。男性向けということを銘打ったことで、皆さん参加できたということを 聞いております。また、介護保険の講習会も開催いたしました。そして、来年度考えております のは、先ず、意識付けとしては、「介護保険講習会」と「介護に関する"草の根講演会"の開催」 を考えております。今年度は青森市で開催しましたので、来年度は青森市を除く3ヵ所で予定し ております。また、スキルアップとしては、「男性向けの介護者養成事業」として、これも青森市 を除く県内3ヶ所で、男性が家事や介護実技を各2回学ぶ機会を提供したいと考えております。 そして、来年度新たに考えておりますのが、男性介護者のネットワークづくりと精神的ケアを目 的とした事業です。その1つ目が、「男性介護者の集う会」の開催です。県内4ヶ所で、各2回、 男性介護者が集える場を設定しまして、情報交換の場とします。そして、将来的にはここが男性 介護者のセーフティネットワークの拠点となるように考えています。そして最後の「精神的ケア」 に関しては、「介護に関する傾聴ボランティアの養成」です。これも県内4ヵ所で、介護の0Bや 介護の現場で働く職員等の方に、男性介護者の精神的ケアを目的として、「傾聴」の技術をプロの 講師による講座の受講により習得させるという事を考えております。聞くところによりますと、 ボランティアの方が介護で行き詰まって相談に来た方に対して、聴く事ではなくて、意外と、意 見を発してしまって失敗したという事があるそうです。やはり、聴いてあげること、「傾聴」する ことが今一番必要だということを聞いておりましたので、今この「傾聴」ボランティアの養成を 行ってみたいと考えております。

それでは、次の頁、資料 4 - 3 を御覧になっていただきたいと思います。『持続可能な仕事と生活の調和推進事業』という事で、これも 22 年度 23 年度の 2 ヶ年の事業です。【WLBの必要性】については割愛させていただきます。この事業につきましては、その 2 つ目の四角ですが、狙いとするところは、WLBの導入のため企業経営に影響力を持つ経営者をターゲットにして、情報発信をしていきたいというものが 1 つあります。あと、もう 1 つは、ここに書かれておりませんが、導入しやすい青森県型のWLBの基準というものを設けて、できるだけ多くの企業にWLBをやっているという事を認定して広めていきたい。この 2 つの趣旨で進めております。22 年度はそういう調査事業を行い、今、WLBの基準案を策定しております。ちょうど、昨日、懇話会を

開催し皆さんから御意見をいただきました。来年度早々には、御意見を基に基準案を作っていき たいと思っています。

23 年度には、このあおもり型WLBの基準を策定し、そして、その2つ目の下なんですが、庁内におきましても、我が部だけではなく、経営の関係、労働政策、次世代法関係の各部と連携をして全庁的に、WLBの事業を進めていきたいと考えています。2つ目ですが、WLB事業所登録事業という事で、先程の基準に基づき、基準を超えている企業について、WLBの登録証及びステッカーを発行します。そして、その取組について、県のホームページに掲載して情報発信をしていきたいと考えています。

3 つ目ですが、WLB登録事業所に関する情報発信事業という事で、県内のWLBの取組事例や、それが経営に及ぼした効果などをパンフレットに作成し、それを特に経営者に向けて発信していきたいと思っています。

そして、4 つ目の事業ですが、経営者へのWLBの普及啓発事業ということで、WLBの導入であるとか、経営戦略であるとか、そういう形の講演会を開催し、経営者の意識改革を進めていきたいと考えております。

次は、資料の 4 - 4 を御覧ください。「子育て男女自立支援事業」という事業ですが、一言で申しますと、経済的に自立困難な人達を支援したいという事で考えている事業です。括弧して住民生活に光をそそぐ交付金事業とありますが、国の補正で、こういう交付金が出る事になりましたので、これを使って、来年度実施したいと考えています。

まず、1 つの対象が左側の四角です。経済的に自立困難な人達として、母子家庭、父子家庭の 親ということを考えました。その方々の現状としては、高い割合で経済的に自立が困難とされて います。ここに相対的貧困率という言葉がありますが、これは、地域で生活していける最低水準 を下回る所得しか得られない方の割合です。現実にはこの調査では、可処分所得として 114 万円 以下の方はどれくらいいるかという調査ですが、大人が一人、ひとり親の場合はそれが54.3%、 参考としまして、大人が二人以上いますとそれが、10.2%という事ですので、ぐんと割合が高く なっています。母子家庭ですと6割弱、父子家庭も3割弱が相対的貧困ということになります。 その背景には、子育て等のために就業時間等に制限がある。そのために非正規雇用率が高くなる。 そして、就職活動中の保育施設の不足。スキルアップの機会が少ないことなどが考えられており ます。それから、経済的に自立困難な人達の中には、子育てのために職場を離れた女性も入ると 考えております。家庭的に見ますと、旦那さんには所得があっても、個人で見ますと、やはりそ の方に収入が無いという事になりますと、経済的に困窮しているという事も言えると思います。 日本では、第1子出産前に就業していた女性の7割が妊娠・出産で退職しています。 県内でも30 歳~60歳未満の女性の離職理由の約6割が結婚、出産・育児、介護・看護等であるとされていま す。そのうち、半数以上が就職を希望しているのですが、なかなか、実現できないという状況に あります。このように、経済的に自立困難になりやすい母子家庭、父子家庭の親や、就職を希望 する子育て中の女性の支援が必要であると考え、事業を組み立てております。それで、取組1で すが、「就職支援講習の実施」という事で、就職のために必要な知識と技能を身に付けるとともに、 職場・家庭・地域における男女共同参画の重要性についての理解の促進をする講座を実施します。

対象は先程述べましたように、母子家庭、父子家庭の親と就職を希望する子育で中の女性です。場所は、県内3ヶ所、各40名程度で考えております。そして講習の内容ですが、今までは、就職支援と言いますと、就職のための支援とか、パソコン支援などがありますが、総合的に男女共同参画の視点を取り入れた上での総合的な支援という形で考えております。内容としては、例えば、1回目にライフプランの講座を開き、2回目は地域の就職情報の講座を開く。そして3回目は働いた場合のビジネスマナーの講習、4回目は働いた場合に、家族とのコミュニケーションをどう取ったらいいかというような講座。そして、5回目は地域活動において男女共同参画にどのように携わって行くべきか。働きながら、どのように携わっていくか。また、地域のそういう施設をどのように利用していくかなどの講座を考えております。ただ中心になるのは、やはり、パソコン講座だろうとは考えております。そして、就職試験のための、応募書類の書き方ですとか、身だしなみ講座、面接対策等を合わせた総合的な講習を考えております。

取組2としては、「託児の実施」です。就職希望者が講習や就職活動に専念できるよう、託児を行います。対象は、基本的には、受講者の子どもが対象になりますが、その他に期間中講座に参加していなくても、就職活動をする母子家庭、父子家庭の子ども及び、子育て中のお母さん達の子どもも預かりたいと思っております。この事業につきましては、緊急雇用の事業で、今年1月から3月まで実施しております。この託児については大変評判が良く、アピオでやられていますが、需要があるということを聞いております。

次に資料 4-5 です。ここにありますのは、「男女共同参画推進員の活動支援」という事業でご ざいます。これは、新規事業ではなく、前からある事業です。男女共同参画推進員というのは、 地域で男女共同参画を普及啓発していただくボランティアの方々でございますが、この方々の活 動支援をしていく事業があります。実は、ちょっと問題がありまして、今ここで上げさせていた だきました。左の方から説明いたします。この方々の活動の目的ですが、1 つ目は、「男女共同参 画の自主的な普及啓発」ということで、基本的な男女共同参画の理念を広め、第2ステージであ ります課題解決型の実践活動をしていただく。そして今後、県の第3次の男女共同参画の基本計 画が策定されれば、それを普及啓発、広めていただきたい。手法は出前講座とかイベントに参加 して、自主的に広めていただきたいという事があります。2 つ目が、県や市町村の男女共同参画 に関する事業への協力。3 つ目が地域の男女共同参画に関する情報を、地域から提供していただ く。そして、4 つ目が地域の男女共同参画に関する人材を発掘し育成していく。推進員の方々を どんどん発掘していただきたいということです。そして、その方々の資質向上のために、県では 今まで研修等を行って参りました。【研修会の経緯】というところに、平成 18 年度以降の推進員 の数が載っておりますが、平成 18 年には 47 人であったのが、20 年には 42 人となり、21 年、22 年にしだいに減って、今では27人となっています。その原因については、男女共同参画に関する 知識や、意欲、資質などに相当な格差があったにもかかわらず、一律の研修という形で行ってい るために、意識が高い人達は、「こんなのはもう分かっていますよ。」ということで、抜けていっ たのかなという気がしています。また、残った方々には本来、自主的に普及啓発を行っていただ きたいのですが、なかなかそういう活動もできないでいる。そんな状態になっておりますので、 **県として検討した結果、来年度からは、アピオあおもりにこの事業を委託することとしました。**

右の方の欄の、4の「委託理由」のところを見ていただきたいんですが、その1つは、アピオあおもりがウィメンズ・アカデミーをはじめ各種研修を多く行っておりますので、そのノウハウを活用する事ができるのではないかという事です。また、2つ目として、アピオの事業との協働・協力という事ですが、この方々が、なかなかお一人では自主的に普及啓発活動を実施できないという事であれば、アピオが県内でさまざまな事業を実施しておりますので、その時にこの推進員の方がそれに参加して、そこで自主的に、普及啓発の機会を設ける事ができたらと考えています。そして、3つ目がアピオを中心としたネットワーク化という事ですが、アピオには県内の女性団体や、男女共同参画の団体が多数登録されており、交流がありますので、推進員がアピオにいることで事業を展開できる可能性もある。そして、効率的な情報発信なんですが、もしも、推進員の方が情報発信をする場合、県からですと、県のホームページからという事になり、大きな所から小さな男女共同参画という部分の発信になるのですが、アピオですと男女共同参画の拠点という事で情報発信しておりますので、その中からこの推進員の方々の情報発信ができれば、より効果的なのではないかと思います。これらの理由から、アピオに来年度から事業の実施を委託したいと考えているところです。

それで、上の方になりますが、1 としては、「募集・新規登録」については、今いる 27 人の登録済の推進員からの推薦を受けて、男女共同参画に関心のある方や、地域のリーダー、実践的活動で活躍している方を新規登録して、どんどん広めて行きたいと思います。それと、先程申しましたように、資質が高くて辞めた方もいらっしゃいますので、そういう方には再度呼びかけて、また推進員としてお願いしていきたいと思っています。「目標人員」につきましては 75 人。これは、合併前の県内の市町村の区分であります 67 に、市部の少し人数を多くして積算したものですが、それは最終的な目標としまして、当面は現在の自治体の区分であります 40 に合わせた 40 人を当面の目標としたいと考えております。アピオが行うこの活動支援につきましては、1 つは推進員の資質向上のための研修であり、そして、アピオの事業における推進員との協働です。先程言いました、オープンカレッジ、パートナーセッション、それに相談事業というのもやっておりますが、地域で何か困っていて相談したい方には、推進員の方が橋渡ししてくれることも期待しています。あと、先程申しました、情報発信については県が事業主体ですが、実施は、アピオにやっていただきたいと考えております。以上です。

佐藤会長: これまで 5 点に渡りまして、新規のものもありますし、それから、継続、或いは、今の推進員のように、これまでの事業を今回、形を変えるというような事で、かなり詳しく御説明いただきましたが、これについて、残りの時間で委員の方々から御意見をいただきたいと思います。日景委員どうぞ。

日景委員: 資料 4-3 のWLBが、すごくおもしろいなと思ってたんですけが、その真ん中の23年度のところで、あおもり型WLBの基準の策定というのがありますが、現時点でどんな基準があるのか、もし分かれば教えていただけますか?

小川 G M : はい。昨日の懇談会でそれについて話し合ったんですけれども、基本的な考え方だけでよろしいでしょうか?

日景委員: はい。

小川GM: できるだけ多くの企業を認めていきたいという事で、かなり緩い基準を考えています。WLBは大変多岐に渡り、残業抑制だとか休業を取る事とかいろいろありますが、その中の1つでも多くやっているものを要件としてピックアップしていきます。あと、1つは、今日、本間委員がいらっしゃいますが、国の「くるみん」の制度に繋がるような形のものという事で、「くるみん」の基準も盛り込んでおります。そういう形で緩くしてできるだけ多くの企業に認定していきたいと考えています。

佐藤会長: 日景委員の案は、今既にあるものという御質問ではなかったですか?

日景委員: 県のとはちょっと違いますが、うちの大学でも、会議の終業時刻を明記するとか、そんな事を今やり始めているもんですから、具体的にどんな事があるのかなぁと思いまして・・。それから、2 番目なんですけど、資料 4 - 4 で、真ん中の取組 1、御説明良く分かったんですが、対象のところの、「母子家庭、父子家庭の親や、就職を希望する子育て中の女性」という書き方だとターゲットが 2 つ大きくあることになって、多分本来ここで一番大きいのは、就職を希望するという事ではないかなと思ったんですが、そういうことではないですか? つまり母子家庭、父子家庭全部が、就職をしてないわけではなく、また、一方で就職を希望する方達もいらっしゃるわけで、2 本立てのような気がしたんですね。むしろ、1 つに絞るか、或いは 2 つであれば、そこら辺をもうちょっと分かる形にした方がいいのかなと思ったんですが。

佐藤会長: 今の日景委員の御意見は、私もちょっと指摘しようとかなと思っていました。既に 御存知だと思いますが、母子、父子家庭の方々は、ほとんど就業されていて、でも、やっぱり収入が低いという状況で、そのステップアップを目指してもっといい就労を求めていらっしゃる方が多いと思います。だから、そういう現状からすると、改めて就職ということではなくて、今、 おっしゃられましたように就職を希望する、それから、ステップアップのためにもっと訓練を必要とするような方々を対象にしたらいいのかなと思いますが、何か意図がおありになれば・・。

小川GM: それは、それでいいと思いますので、では、そういう形に変えさせていただきます。

佐藤会長: ただ、国でも、経済的に自立困難な人達ということで、母子家庭、父子家庭というのがそのまま挙げられているわけですので、そこに、焦点を合わせるのであれば、ちょっとそこは目指す必要はあるのかなとは思いますが、この事について、事務局もそうですけど、先程ひとり親家庭については北村委員からも御意見ありましたが、いかがでしょうか?

北村委員: ありがとうございます。これは、国からお金が出る括りの中で、こういう設定になっているんですかね? こういう事をして欲しいという。

小川 G M: 国の方の事業についてはすごく幅広で、本当に光が当たらなかった住民に、当ててくれるのであればいいですよという事ですので、それに基づいてこちらの方で考えて作りました。

北村委員: それであれば、やっぱり皆さんおっしゃるように、あおもり型にちょっと的を絞って効果的なものに組み替えた方が良いかなと私も思いました。

例えば、国の第3次の基本計画の25頁に、男性にとっての男女共同参画、たまたまそこを見ましたら、食育であるとか自殺防止というのが出てきて、食育も自殺防止も青森県では大きな問題ですから、そういった講座もちょっと盛り込むというのはいかがでしょう。自殺とかいう直接的な言葉でなくても、バランスの取れた食生活、青森県の食材を使ってというような食生活の事であるとか、精神衛生の事であるとか、あらゆる講座に、そんなものを青森では盛り込んでいく必要がなかろうかなと、ここの講座を見て感じたところですし、また、経営者の方にお出で頂いて、企業が求める雇用者というか人物像のような話をしていただく機会もあっても良いのかなと思っておりました。

佐藤会長: はい。じゃ、意見として。それとも、事務局の方から何かありますか?

小川GM: はい。この事業につきましては、講座の中身はまだ決まっておりません。これは、 県内の男女共同参画の視点のある団体に研修の企画案を公募いたします。その中に今、北村委員 がおっしゃったような、食育であるとか、精神衛生的な講座というのを盛り込んでもらうという 視点で審査する事も可能ですので、御意見は頂いて、そのようにやってみたいと思います。

佐藤会長: 今、資料 4 - 4 の「子育て男女自立支援事業」に関しての御意見でした。いろいろなところで御意見が出ると思うんですが、この事について、もう少し、私も確認させていただきたい事があるのですが、この交付金の事業は平成 23 年度のみの事業なのですか、それとも、継続される事業なのですか?

小川GM: 私どもの聞いているところでは、本来は国の補正ということで、22 年度の事業なんですが、それを、特例的に県の方で基金に積み立てて、次年度も使えますよということで我々23 年度これを使いまして、この事業を考えております。

佐藤会長: ということは、これは一応23年度単年度の事業という事ですね?

小川GM: はい、そうです。

佐藤会長: 実施団体を公募して委託するという事ですが、県内3ヶ所というのは今のところどこ・・、例えば、青森市、八戸市、弘前市というようなことを、見込んでいらっしゃるんですか?

小川GM: まだ、地区の想定はしておりません。以前に、アピオの運営委員会で御意見をいただいた時に、青森だけでなくて他の地域でもやって欲しいという御要望がありましたので、3 ヵ 所という事で考えていますが、まだどこでという事までは決めておりません。

佐藤会長: では、今のこの事業について、はいどうぞ、益城委員。

益城委員: この子育で男女自立支援事業について、自分の周りにいる人を思い出しながら考えた時に、就職希望とかスキルアップ、ステップアップという事を先程おっしゃってましたが、就職を希望する人が、準備まではできるんだろうなと思うんですね。就職活動とか技術を身に付けるとか。でも実際に就職する時に、子どもを預かってくれる先がなかったりという事であれば、就職そのものが不可能だし、就職したとしても、非正規雇用でしかないという事を感じて、例えば、事業所に託児の支援をしてくれるとか、そういうのもなければ、きちんとした形で就職するのは難しいと感じたので、更に進めて頂きたいと思います。

佐藤会長: それを例えば具体的にこの中に入れるとなると、先程、食育とかですと、この講座 内容の中に入れる事ができるかもしれませんけど、子どもの預け先をどうするかとかについての ノウハウと言いますか、それについての講座を入れるとかということになりますと・・。

小川GM: この事業自体では、やはり不可能だと思います。

佐藤会長: そうですね。ちょっと限界がありますよね?

小川GM: 次に何か、そういう交付金の機会とかあった場合には、考えさせていただく事になるかとは思います。

佐藤会長: でも、それは、現実問題ですよね。実際、就職が決まっても、預け先がないから断念せざるを得ない方も多いと思います。では、今の自立支援事業については、この辺りでよろしいでしょうか? また、後で意見があれば出していただいて結構です。では、他の事業も含めて、御意見を頂きたいと思います。はい、どうぞ、内海委員。

内海委員: 内海と申します。先程の北村委員の発言が耳にずっと残っています。僕は今、大学と短大に身を置いていますが、今、文科省を含めて国から要請されているのは、キャリア新教育を徹底してやれということです。単位化もしろと言われています。一方でちゃんとして働けという事、インターンシップも高校、中学生から始めなさい。一方、さっき言いました、多様な働き

方を認めよ、つまり正規、非正規。ところが、アメリカを含めて、今、日本は専門家社会であり、 それはつまり、格差社会。資格が無いとどうしても、こういうふうな目に遭うわけですね。今、 現実に 6 割くらいしか就職が決まっていません。特に女性の場合は、圧倒的に資格がなければ決 まってないんです。例えば、私どもの保育士とか看護士の方は割合良いんだけど、そうでなけれ ばほとんどですよ。そういう現実をやっぱり、一回押さえなければいけない。時の政権ですから、 ばらまきやりますよそりゃ。子ども手当もそうでしょうし、県立の高等学校もそうですよね。だ けど、無償にしたり、いろいろするという事は、金融資本社会では、どっかにお金が要る訳です から、我々はそこのところをもう一回押さえて、青森県は考える必要があると思う。今から 10 数年前にビック・ウーマンの活動に僕も関わった時に、やっぱり漁業関係者から出ました。「年金 云々って、私達とは無縁の世界」だと。でも、農業だけは佐野さんのように素晴らしい方が頑張 って、何とか来たんですよね。僕は今、何か突破口を考えた時に、青森県らしさというか、例え ば農業で言えば、農作業じゃなくて、農業ビジネスに持って行くんですね。それは、例えば青森 県では名川の産直の101人会とか、或いは、浅虫もそうでしょうし、そうやってITを活用して アグリ・マネージメントみたいなものには、男性も女性もなくて、どんどん行けるんじゃないか と思っています。だから、ベンチャーを含めて、いろいろあるようですので、そのような部分で、 もう少し何かやっていったらどうかなという感じを北村委員のお話を伺って思いました。今度の 計画の中に、重点的に、モデル、見本みたいなものが出てくると、あとについて来るかと思いま す。なにしろ知事は人財って事を言ってましたので。まんべんなくやるという事は、結果的には 底上げにはなってるとは思うんですけど、どうも先程の首長さんの意見じゃないですけど、拠り 所は決めなくても、システム上、仕組みは何となくなってるからいいよって話で終わるのかなと いう感じを受けてました。とにかく、暮らしのパターンというのはもう、さまざまですよね。私 |達は子育てしている人達に、「大変だ、何とか支援しよう」と思っている。一方ではディンクスの| ように「子どもは要らない。だけど、ちゃんと勤めたい」という人達もいるわけです。多様な生 活をしているのも一方で見ておきながら、ここで目的としている事業、やっぱりこれはやらなき ゃいかん。ただ、県としては国のそういうのを考えながら時の政府の政権政党の意向を踏まえつ つも、青森県としてはどうするかという事を、今度の時は議論していった方がいいような印象で すね。すみません。取り留めも無いんですが。とにかく、北村委員の言ったことがずっと頭の中 に残ってましてね。そんなところです。

佐藤会長: どうもありがとうございます。今、来年度の事業という訳ではありませんが、新しいプランに盛り込むという事で、青森県の特徴、農業、特に女性達が築いてきた農業というのをビジネスとして発展させる。そのような事を盛り込んで、勿論実際の事業として展開していくというような御意見だったと思いますが、よろしいでしょうか? あと・・。はいどうぞ、北村委員。

北村委員: ありがとうございます。強い応援団という感じで嬉しかったです。女性も、農業分野に起業がいっぱい出てきていて、勿論、今回も私のフォーラムでは、名川の 101 人会の創業者

である川村綾子さんにも出ていただいたりして、会場に集まって聞いてくださった方は「女性も やっていける。経営していける。起業していける。」という気持ちを強くしていただきましたが、 集まった方だけなんですね。ですから、それをどんなふうに広げていけるかという道の中の1つ で、例えば学生さんに「雇われるだけが、将来の道では無い」と、「いずれ経営者になる」という ような大きな目標を掲げて、今は就職して現場でみっちりと叩き上げて、それを土台にいずれ自 分は起業家になるんだというような目標を設定していただくために、将来の目標設定の中に、女 性も経営者になるための勉強ができる機会というものを、学生さんに広く持っていただくために はどうしたらいいのかというのが、私もこういうフォーラムを展開して考えました。今回も、大 学にお願いに行くと、授業はだいぶ前から決まっておりますからとか、平日であれば難しいとか いう問題があって、それを、あおもり型で何かうまくできないかなぁと。そうすると就職がない と言っても、先生達がいらっしゃる前ですが、私も青森コンピューター・カレッジで、非常勤の 講師をしておりますと、今の学生は名前のある企業を選びたがるんですよね。でも私は、名前が なくても、現場であなたが身に付ける事を最優先しなさい。技能・後術を身に付ける事を考えた ら、名のある一流の企業を選ぶのではなくて、自分の人生のためにまず今、何を身に付けるかと いう事を考えて、将来経営者になるとか、大きな夢を持ちなさいよと励ますんですけれども・・。 何かいい方法はないものでしょうか。お知恵を頂きたいです。

佐藤会長: 回答というわけではありませんが、今のお話は本当にもっともな事です。いろんな事で、今現在、その状態にある人の前ですよね。ですから、今の若い方々に対しては、これから人生を選んでいく、就職を選んでいく前の段階で、内海先生がおっしゃったキャリア教育にも繋がると思いますが、その段階でもう少し、具体的なモデルを含めた情報提供と言いますか、実践的に考える場を、特に、大学生、高校生その方達に提供していくというのは、とても重要な事で、是非、次年度のプランに盛り込んで事業化できるといいなと、私も個人的にですが考えます。それで、今、かなり次回にも繋がる意見が出たと思うのですが、御説明いただきました事業について、特にないでしょうか?

私の方から確認したいのですが、まず、先程、日景委員からも出ましたが、4-3の『持続可能な仕事と生活の調和推進事業』「あおもり型WLBの基準策定と普及啓発」に関してなのですが。これは、平成23年度から行うという事で、これは22年度から検討しているんですよね? これは、男女共同参画課が中心になって行っているものなんですか?

小川GM: 事業としては今年度から行っております。今のところ、22 年度、23 年度という形になっておりますけれども、男女共同参画課の事業という形で進めております。これに関しまして、先程言いました、経営の分野だとか、子育ての分野だとか、さまざまな方から御協力頂き連携しながらやっていますので、単独でという形ではなく全庁的に進めています。

佐藤会長: 私はこの男女共同参画課の仕事として、とても重要なものだと思います。まとめる のは大変だとは思いますが、是非、次年度も頑張って頂きたいと思いました。それから、はい、 どうぞ。

内海委員: もう1ついいですか?

佐藤会長: はい、どうぞ。

内海委員: さっき、1 つ言い忘れてですね。4-5 大賛成なんですよ。アピオあおもりはやっぱりフットワーク軽いし、早いし、やっぱり、ああいうところにどんどん卸せる事業は委託していくということ。ただ、問題はアピオさんOKなの?という事を聞くの忘れたんですけど。どんどんおろして行く方がいいですよね。僕は大賛成です。これは。

佐藤会長: ですね。という事で。他に御意見ありませんでしょうか? 木村委員どうぞ。

木村委員: 今の継続で、4-3の資料なんですが、あおもり型のWLBの基準で、企業を対象にという事で、やはり、企業というのは成果を求めるのが第一前提にあるので、そこの部分で企業はこの基準を盛り込む、検討する事によってもたらすメリットの部分を企業の方に意識していただいて、それを踏まえた上で4-4の資料の、先程会長がおっしゃられたように企業の側が欲している人物像というか、採用する側が欲しい人材になるようなという企業の側の具体的な声を聞いておくべきではないかと思います。あと、対象者に関しては、母子家庭、父子家庭というのは先程も御意見があった通り、就業している率がかなり高くて、平日に参加できるかというと、それは困難な状況があるので、今、就職している方のスキル向上を目指して、平日の日中ではなくて、休日の夜間の講座であったりとか、子育て中の方であれば平日の日中の方がよいわけで、この記載例はとても分かり易いのですが、この方々にはこっちのプラン、この方々にはこっちのプランと、プランが2つくらいあった方が選択的で良いのではないかと思います。

佐藤会長: かなり具体的な御提案いただきましたので、もし、事務局から御意見があれば。

小川GM: はい。まず、1 つ目のWLBの事業ですが、我々も、WLBを導入すれば、どれだけ企業にとってメリットがあるかという事を、全面に出して進めて行かないと、広まって行かないものだと思っております。そして、今年行った調査結果からも、会社で労働生産性が高まったなど、良い事が結構ありましたので。あと、4 - 4 の方の事業なんですが、曜日を分けてやる事も検討してみます。対象によっては、働いてる方が参加できるような形にするかもしれませんし、ここはできるだけ幅広く検討してみたいと思います。ただ参加人員との問題がありますので、あまり2つに分けてしまって事業効率が悪くなると問題ですので、そこは検討させていただきたいと思います。

佐藤会長: いろいろ御意見をいただいていますが、今日は話の方向が、雇用とか労働問題が中

心になっているような感じがしますので、本間委員から何か御意見ございませんでしょうか。

本間委員: はい。お話を聞く中で私の希望といたしましては、育児に関しては、総合的な相談窓口が常設的にできればいいのではないかなという気持ちがしております。育児そのものについて困った場合の窓口、それから、働きながら育児をする際の窓口、こうしたものを一手に引き受けるような窓口が常設的にできて、それを皆さんが気がついた時に利用できるような状況が理想かなと思っております。それから、いろいろと先程来、お話がありましたように、こういった大きな計画であるだけに、重点的に絞って、青森県の特色、現状を活かしたものにまとめ上げられるのが、最終的には一番効果があると思っております。

佐藤会長: 今、本間委員から御提案がありました、就職とか就業に係る総合的な相談窓口の設置という事に関しては、就職と言うより、私は育児の方に重点を置いた窓口が・・。

本間委員: 現在もあるのかもしれませんが、お母さん方が子育てに困った時に駆け込むような、そんな窓口が既にあるのでしたら、それをアピールしてもいいし、或いは、そういった育児及びもっとそれ以外の生活全般も含めて、育児と仕事の両立という事につきましても、県民の皆さんが利用できるような相談窓口があれば非常にいいと思います。しかも、アピオさんは近くに職業安定所もございますし、また、過去の御実績もあるなど、いろいろと条件も良いので、これからも非常に活躍できる施設じゃないかと思っております。

佐藤会長: 雇用均等室の方では、さっきの「くるみん」マークの認定ですとか、それから、両立支援という事で、さまざまな事業をされていると思うのですが、先程、益城委員からも出ました、ひとり親家庭の母親が、例えば、就職活動で何とか就職先を見つけたけれども、子どもを預ける所が無いという事で断念せざるを得ないような時の相談を、そちらの窓口では、受けて頂く事はできないのでしょうか?

本間委員: 保育となりますと、これはやはり、その情報を持っていらっしゃるのは、県や市だと思うんですね。ですから、その様な情報が1ヵ所に集約しているような場所が必要じゃないかと思います。

佐藤会長: 今の御意見で、小川さんの方から、そのようなことについて、窓口の一本化と言いますか・・。

北村委員: 他県には、あるんですか? 窓口の一本化というのは?

佐藤会長: いろんな窓口ありますよね? たくさんね・・。

本間委員: ただ総合的というのは難しいと思いますよ。

佐藤会長: ですよね。あと、市との関係とか県の窓口とか、それぞれなので・・。結局、それを必要としている方に届かないと言いますか、どこに相談しても届かないという事になっているのかもしれませんね。

内海委員: 基本的には社会福祉協議会とか、子どもを3人育てたママさん保育士とか、或いは、ファミリーサポート講習とか、今は多様な・・。

佐藤会長: 子育て支援センターはどうですか?

内海委員: 恒久的でなければ。その間に、託児施設が空いてれば行くという。青森県はそれほど待機児童というのはありませんので、・・。

佐藤会長: 待機児童そのものは、ね。

内海委員: ごめんなさいね。取り上げるのは余程のケースであって、先程言いました本当にプロフェッショナルな人はお金を出して、いろんな事やってますよ子育てを。そうでない人達にどうするかという事を多分言ってるんだと思うんですけど。現在行われているもので、どこに相談に行けば良いのかを教えてあげる、という事の方が重要なんじゃないですかね。受け皿と言うと語弊がありますが、いろんな形でケアしていくシステムはでき上がっているような感じを、僕は受けています。

佐藤会長: 他の委員からの意見がありましたらどうぞ。私は今の事に関して、ちょっと個人的な意見になりますが、私自身が行っておりますNPO活動ですとか、さまざまな関係で、この問題に取り組んでいる立場からしますと、全ての事がリンクしていて、今、内海委員がおっしゃったように、それぞれの場でこれが必要だという事で、当面その窓口が設けられたり、それの対応策が設けられているんですが、それが、有機的に繋がっていない。先程、本間委員がおっしゃった総合化されていないように感じています。だから、先程の国の新しい計画もそうですが、何かこう総花的で必要な事はほとんど出されていると思うんですが、それをいかに繋いで、効果的に実施し、それを必要な人に届けるかという、そこのところがこれからの組立なのかなと考えておりました。そういう点ではそれぞれの当事者と言いますか、その問題を認識しているところから必要な提言が出ていて、それに参加する方々も増えていますので、男性も含めて少しその気運が盛り上がって来たのかなと思います。それが、先程来出ています、マイナス面と見られがちなものも青森県の特徴の1つだと思いますので、それに焦点を絞って有機的な体系作りが男女共同参画プランにおいてもできればいいのかなと思っております。大変な作業だとは思いますが、事務局の方々の御熱意には、私はこの間本当に頭が下がっておりますので。

今日は御報告がございませんでしたが、市町村の基本計画の策定に関しましても、八戸次長さんをはじめ、大変御尽力いただいておりますし、それから、DVの基本計画を市町村にという事

もこどもみらい課との連携で進めて、取り組んでいただいています。

それから、アピオでのさまざまな事業に関しても、アピオにただ任せっきりにするのではなく、本課の事務局の方と一緒に進めていらっしゃるという事を、私、伺っておりますので、その事に対しても今回この場を借りて、本当に御苦労様という事と、今後も是非御努力くださいますようにお願いしたいと思います。一応、終了予定は25分という事になっておりますので、まだ少し時間があります。御意見がございましたら、この機会にどうぞ。はい、北村委員。

北村委員: 今のさまざまな窓口がもう各市町村、自治体に開かれているのではないかというお話がございましたが、今回の基本計画策定を機に、そういった窓口がどんなふうに設けられているのかという事を、基本計画の最後の頁にでも、資料として掲示されるというのは、大変かもしれませんがお願いしたいところでございます。それとやっぱり、労働基準局と内閣府との間で複合的に何かあるのかなという印象を持ちましたが、それぞれ目的別に機能している訳ですから、是非その辺も御明示いただければと思います。

佐藤会長: そうですね。今、御提案がありましたように、情報収集は大変かもしれませんが、できる範囲で結構ですので、それをお示しいただけますと、どんなふうに繋がっているのか、どう繋げばいいのかという事も見えてくるのではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。では、他の委員から意見ございませんでしょうか? はい、どうぞ。

北村委員: せっかくの機会ですから。この度、国の事業を開催いたしました事で、今月、総理 大臣官邸に参りまして、事業の御報告をさせていただくんですけど、その時に青森県としてのこ れからの活動の意見というようなものも求められるかと思うんですが。勿論、私どもの団体とし ての意見も申し上げるんですが、特に皆様から、青森県としてこんな事も言ってきたらどうかと いう事がございましたら、この機会に伺って参考にさせていただきたいと存じますので、よろし くお願いいたします。

佐藤会長: という事で官邸という事は、直接、青森県としての取組の要望を伝える事ができる 機会ということでしょうか?

北村委員: 男女共同参画を目的として推進していく団体として・・。

佐藤会長: はい。いかがでしょうか? 私はこれまでの北村委員の御意見を伺っていて、そこで、お考えになった事をお伝えいただければ十分かなと思っておりますが。せっかくの機会ですので、何かありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか? 県の課の方々からもございませんか?特によろしいでしょうか・・。では、大変でしょうけど、頑張っていただきたいと思います。

では、ちょっと早いようですが、今日は 6 人の委員の方が御欠席でちょっと残念でしたが、新 しいプランに向けて、いろんな意見交換ができたと思います。取り入れる事ができるところは、 是非取り入れて新しいプランを作っていきたいと思います。今日は本当にたくさんの御意見をありがとうございました。これで、審議会を終了させていただきたいと思います。失礼いたします。

神課長: 長時間に渡りまして、いろんな御意見を大変ありがとうございました。男女共同参画の視点と言うのは、うちの課と言うより、全庁に網が掛かっている問題でございます。それで2点申し上げれば、1つは先程来、農林水産部門の女性の活躍ということがありました。青森県だけにおりますと、あまりに当たり前すぎてピンと来ないところがありますが、北東北の3県が集まった時に、我々にはきわめて常識的な女性の活躍が、岩手と秋田の方々にとっては驚きでありました。つまりそれぐらい、本県の独自産業とよく言われますけれども、自分で作り、加工し、そして売ることに関するノウハウの蓄積と、成功体験の積み重ね、こういった意味での女性の活躍はまさに特筆すべきものだと思っております。

それから、もう1つは、本間委員がおっしゃったような、子育て支援の話でございますが、こ れはいわゆる、子育て支援センターというような相談機関。これは常設の市町村がございまして、 居場所という事なんですね。孤独な子育てをしていると、煮詰まってしまう。例えば、1 つの例 で申しますと、アウガの 6 階に「さんぽぽ」さんというスペースがございまして、ここは、託児 でございませんが、赤ちゃんを連れたお母さんが、自由に何の義務も果たさず、そこにいれる場 所、居場所なんですね。そこに、保母さんとか先輩のママさん達がいまして、自分の悩みとか思 いを吐き出せる場所というのがあります。1つ聞いた話ですと、「一生懸命やっているのに、自分 はもう駄目だ。」みたいな弱音を吐くと、「あなた頑張ってるじゃない。」という一言をもらえた。 それで、若いお母さんは号泣したというんですね。「頑張ってる」と言われた事が嬉しくて、それ を付箋紙に書いて、自宅の冷蔵庫に貼って、自分を励ましている。それが口コミで広がりまして、 特に転勤族の若いお母さん達は「あそこに行ってみればほっとするよ」って、仲間もいるし赤ち ゃんもちょうど同じくらいの6ヵ月であるとかで、その日、そのお母さん達の仲間になれるよう なこと。我々にしてみれば、家庭と言うものがありながら、何故、居場所?という感じがするの ですが、人間の心理というのはそういう単純なものではないのです。ですから、その心理にある 意味光を当てて、一人の人間として、自分がその立場になればどうなのかという視点も必要なの かなと思っておりました。いずれにしましても、この男女共同参画基本計画、先程の企業の部分 について言うなら、商工であり、そしてまた農林の方の話も絡んで参りますけれども、皆様の御 意見をちょうだいしながら、これからまた作業を進めて参りたいと思っております。今日は大変 ありがとうございました。